

大阪府大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則 5
- 大阪市人事監察委員会規則 5
- 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部
を改正する規則 7
- 大阪市公印規則の一部を改正する規則 8
- 大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 9
- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則 11
- 大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則 11
- 大阪市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則 11
- 大阪市重症心身障害者介護手当支給規則の一部を改正する規則 12
- 大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例施行
規則 12
- 大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関
する条例施行規則 19
- 大阪市教育行政点検評価委員会規則を廃止する規則 26
- 大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則 26

告 示

- 放置自動車の処理 29
- 大阪市職員基本条例の一部の施行期日 29
- 電子印に係る公印の用途変更 29
- 平成 19 年大阪市告示第 927 号（区役所の執務時間）の一部改
正 30
- 平成 20 年大阪市告示第 466 号（区役所の執務時間）の一部改
正 30
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告 31
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 32
- 一般競争入札の執行（予防接種台帳管理システム開発業務委託） 34
- 一般競争入札の執行（平成 24 年度あいりん越年対策事業南港
臨時宿泊所の借入れ） 37
- 総合評価一般競争入札の執行（大阪市教育委員会校務支援サー
ビス） 40
- 開発行為に関する工事の完了 44
- 開発行為に関する工事の完了 44
- 開発行為に関する工事の完了 45

○道路の位置指定	46
○大阪城天守閣の供用時間の変更の承認	46
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	47
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	48
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	49
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	50
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	52
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告	53
○特定計量器の定期検査	54
○落札者等の公示	55
○落札者等の公示	56
○放置自動車の処理	56
○大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の名称及び所在地変更	57
○大阪市立美術館の臨時休館の承認	57
公 告	
○平成 23 年度における情報公開制度の運用状況	59
○平成 23 年度における個人情報保護制度の運用状況	59
○一般競争入札の執行（自家用特殊自動車の売払い）.....	61
○一般競争入札の執行（自転車保管所古自転車等の売払い）.....	63
○一般競争入札の執行（破損水道メータの売払い）.....	67
○職員団体の登録事項の変更（大阪市労働組合総連合）.....	70
共済組合公告	
○大阪市職員共済組合の平成 23 年度決算	71
市会公告	
○平成 23 年度における情報公開制度の運用状況	75
達	
○区役所課長等専決規程の一部改正	76

公布された規則のあらまし

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 政策企画室の政策調査担当課長を 1 名から 2 名にすることにしました。

- 2 この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第115号 人事室人事課)

大阪市人事監察委員会規則

- 1 部会の設置、委員の除斥、会議の招集方法等、大阪市人事監察委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 6 月26日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第116号 人事室人事課)

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 職員の懲戒審査に関する業務を行う非常勤の職員等の報酬の額に係る規定を廃止することにした。
- 2 この規則は、平成24年 6 月26日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第117号 人事室給与課)

大阪市公印規則の一部を改正する規則

- 1 外国人登録法の廃止等に伴い、公印の名称及び用途の変更を行うことにしました。
- 2 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第122号 総務局行政部行政課)

大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市印鑑条例の一部改正に伴い、印鑑登録を受けることができる氏名等に類するものとして氏名のカタカナ表記の全部又は一部で表されているものとする旨を定めることにしました。
- 2 住民票の備考欄に氏名のカタカナ表記が記載されている外国人住民については印鑑登録原票に氏名のカタカナ表記を登録する旨を定めるとともに、当該住民に係る印鑑登録証明書の様式を新たに定めることにしました。
- 3 外国人登録法の廃止に伴い、規定を整備することにした。
- 4 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第123号 市民局市民部区政課)

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 市民局市民部区政課の事務分掌から外国人登録関係事務の統括及び指導に関するものを削ることにしました。
- 2 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行することにした。

(平成24年大阪市規則第124号 人事室人事課)

大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 区役所窓口サービス課の事務分掌について外国人登録及び特別永住許可に関するものを削るとともに、外国人の在留管理に関するものを加えることにしました。
- 2 区長の権限に属する外国人の在留管理に関する事務を取り扱う電子情報処理組織の管理及び運用に関する事務を総務局及び市民局の職員に補助執行させることができることにするなど、補助執行させることができる事務の範囲

を改めることにしました。

- 3 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第125号 人事室人事課)

大阪市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

- 1 区役所出張所の事務分掌について外国人に係る登録原票記載事項証明書の交付に関するものを削るとともに、事務分掌に在留カード等への住居地の記載及び在留カード等の返還に関するものを加えることにしました。

- 2 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第126号 人事室人事課)

大阪市重症心身障害者介護手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 受給者の死亡に係る届出義務者の範囲を改めることにしました。

- 2 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第127号 福祉局障害者施策部障害福祉課)

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例施行規則

- 1 大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例に基づく許可の申請の方法、公開による意見の聴取の開催の手続等に関し、必要な事項を定めることとしました。

- 2 この規則は、公布の日（平成24年 7 月 6 日）から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第128号 計画調整局建築指導部建築企画課)

大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

- 1 大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく許可及び認定の申請の方法、公開による意見の聴取の開催の手続等に関し、必要な事項を定めることとしました。

- 2 この規則は、公布の日（平成24年 7 月 6 日）から施行することにしました。

(平成24年大阪市規則第129号 計画調整局建築指導部建築企画課)

大阪市教育行政点検評価委員会規則を廃止する規則

- 1 大阪市教育行政点検評価委員会を廃止することにしました。

- 2 この規則は、平成24年 7 月 8 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育委員会規則第15号 教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 平成24年 7 月 9 日に外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、必要な規定を整備することにしました。

- 2 その他必要な規定を整備することにしました。

- 3 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行することにしました。

(平成24年大阪市教育委員会規則第16号 教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市人事監察委員会規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

平成24年 6 月25日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第115号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 政策企画室企画部の項中

「

政策調査担当課長	1
----------	---

」

を

「

政策調査担当課長	2
----------	---

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 1 日から施行する。

（平成24. 6 .25揭示済）

大阪市規則第116号

大阪市人事監察委員会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「条例」という。）第58条の規定に基づき、大阪市人事監察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（委員の委嘱等）

第2条 条例第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体の役員若しくはその業務に従事する者又は本市の常勤の職員は、これを委員会の委員に委嘱し、又は任命することができない。

(委員長の職務代理)

第3条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第5条 委員長は、委員会の事務を分掌させるため必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の除斥)

第6条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

(1) 委員が事案の当事者（条例第27条第1項の懲戒処分又は第32条の処分を行おうとする職員をいう。以下同じ。）又はその配偶者、4親等内の親族若しくは同居の親族であり、又はあったとき

(2) 委員が事案の当事者の代理人又は補佐人であり、又はあったとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の事務の遂行の公正を妨げるべき事情があるとき

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

2 部会長は、緊急の必要があり部会を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、部会の会議に代えることができる。この場合において、部会の議事は、当該部会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

3 委員会は、第1項において準用する第7条第3項又は前項後段の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって委員会の決議とすることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、人事室において処理する。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成24年 6 月26日から施行する。

(平成24. 6. 25揭示済)

大阪市規則第117号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表人事室の項中

「

人事制度改革に関する指導及び助言等の補佐等の業務を行う者	月額	250,000円
職員の懲戒審査に関する業務を行う者	月額	40,400円
職員の分限審査に関する業務を行う者	日額	20,000円

」

を

「

人事制度改革に関する指導及び助言等の補佐等の業務を行う者	月額	250,000円
------------------------------	----	----------

」

に改め、同表教育委員会事務局（学校その他の教育機関を含む。）の項中

「

教職員に係る法律相談業務を行う者	月額	49,500円
教職員に係る分限処分及び懲戒処分の審査に関する高度な業務を行う者	月額	42,500円
教職員に係る分限処分及び懲戒処分の審査に関する業務を行う者	月額	29,100円

」

を

「

教職員に係る法律相談業務を行う者	月額	49,500円
------------------	----	---------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 6 月26日から施行する。

(平成24. 6 . 25揭示済)

次に掲げる規則を公布する。

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市重症心身障害者介護手当支給規則の一部を改正する規則

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例施行規則

大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第122号

大阪市公印規則の一部を改正する規則

大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 専用公印の表住民基本台帳及び登録事務用区長印の項中「、印鑑登録証明及び外国人登録」を「及び印鑑登録証明」に改め、同表住民基本台帳カード及び外国人登録証明書裏面記載事項証明用区長印の項中「及び外国人登録証明書」及び「及び外国人登録証」を「、在留カード及び特別永住者証明書」

に改める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。



大阪市規則第123号

大阪市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市印鑑条例施行規則（昭和49年大阪市規則第131号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「又は外国人登録原票」を削る。

第 4 条第 4 項中「若しくは」を「又は」に、「はり付けたもの又は外国人登録証明書」を「貼り付けたもの」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（氏名等に類するもの）

第 4 条の 2 条例第 4 条第 1 号の氏名、氏、名又は通称に類するものとして市規則で定めるもの及び同条第 2 号の市規則で定めるものは、住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記（以下この条において「氏名のカタカナ表記」という。）とする。

2 条例第 4 条第 1 号の氏名又は通称の一部を組み合わせたものに類するものとして市規則で定めるものは、氏名のカタカナ表記の一部を組み合わせたものとする。

第 5 条第 3 項中「又は外国人登録原票索引簿」を削る。

第 5 条の 2 中「1 に」を「いずれかに」に改め、同条を第 5 条の 3 とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（外国人住民に係る印鑑登録原票の登録事項）

第 5 条の 2 条例第 5 条第 2 項第 4 号の市規則で定める者は、住民票の備考欄に氏名のカタカナ表記が記載されている者とする。

2 条例第 5 条第 2 項第 4 号の市規則で定める事項は、氏名のカタカナ表記とする。

第12条中「第 6 号様式」を「第 6 号様式又は第 7 号様式」に改める。

第 6 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第7号様式（第12条関係） 印鑑登録証明書（印鑑登録原票に氏名のカタカナ表記が登録されている者用）（A5）

印 鑑 登 録 証 明 書				
印 影	氏 名			
住 所	生 年 月 日	年 月 日	性 別	
	登 録			No.
				年 月 日
氏名の カタカナ表記				
この印影は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明する。				
平成 年 月 日				
大阪市 区長 印				

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

大阪市規則第124号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第11条市民部区政課の項第 2 号中「、住民基本台帳及び外国人登録」を「及び住民基本台帳」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

大阪市規則第125号

大阪市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市区役所事務分掌規則（昭和42年大阪市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項窓口サービス課の項第 5 号中「外国人登録及び特別永住許可」を「外国人の在留管理」に改める。

第 8 条第 1 項中「第15号及び第16号」を「第14号及び第15号」に改め、第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「第14号」を「第13号」に改め、同条第 3 項中「外国人登録」を「外国人の在留管理」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

大阪市規則第126号

大阪市区役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市区役所出張所事務分掌規則（昭和49年大阪市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第11号を次のように改める。

- (11) 在留カードへの住居地の記載及び在留カードの返還（中長期在留者が在留カードを提出して住民基本台帳法第22条、第23条、第30条の46又は第30条の47の規定による届出をした場合に限る。）並びに特別永住者証明書への住居地の記載及び特別永住者証明書の返還（特別永住者が特別永住者証

明書を提出して住民基本台帳法第22条、第23条又は第30条の46の規定による届出をした場合に限る。) に関すること

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

大阪市規則第127号

大阪市重症心身障害者介護手当支給規則の一部を改正する規則

大阪市重症心身障害者介護手当支給規則（昭和49年大阪市規則第100号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「に規定する届出義務者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する代理人」を「第87条第 1 項に規定する届出義務者」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

大阪市規則第128号

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例（平成22年大阪市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可申請及び添付図書等）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項ただし書又は第 6 条の規定による許可を申請しようとする者は、第 1 号様式による申請書の正本及び副本にそれぞれ大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号。以下「細則」という。）第 3 条第 1 項の表に掲げる図書及び同条第 5 項の表に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の 1 以上とすることができる。

2 市長が特に必要と認める場合においては、前項に規定する図書のほか、許可を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。

3 市長は、条例第 3 条第 1 項ただし書又は第 6 条の規定による許可をしたときは、それぞれ別に定める通知書に、第 1 項の申請書の副本及びその添付図書を添付して、申請者に通知するものとする。

（許可申請の取下げ）

第 3 条 条例第 3 条第 1 項ただし書又は第 6 条の規定による許可の申請をした

者は、当該申請を取り下げるときは、第 2 号様式による届出書により市長に届け出なければならない。

- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第 2 項に規定する国の機関の長等（以下「国の機関の長等」という。）が条例第 3 条第 1 項ただし書又は第 6 条の規定による許可の申請をした場合において、当該許可の申請を取り下げるときは、前項の規定に準じて市長に通知しなければならない。

（工事の取りやめ）

第 4 条 条例第 3 条第 1 項ただし書又は第 6 条の規定による許可の申請をした者は、当該許可を受けた建築物の工事を取りやめたときは、第 2 号様式による届出書に当該許可に係る申請書の副本及び通知書を添付して、市長に届け出なければならない。

- 2 国の機関の長等は、条例第 3 条第 1 項ただし書又は第 6 条の規定による許可を受けた建築物の工事を取りやめたときは、前項の規定に準じて市長に通知しなければならない。

（公開による意見の聴取）

第 5 条 条例第 3 条第 2 項の規定による公開による意見の聴取（以下「公開による意見の聴取」という。）は、市長又は市長が指名した職員が議長となつて行う。

- 2 市長が必要と認めるときは、公開による意見の聴取に証人又は参考人の出席を求め、意見を聴くことがある。

（公開による意見の聴取の機会の放棄）

第 6 条 条例第 3 条第 2 項に規定する利害関係を有する者が公開による意見の聴取の期日に出席しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

（大阪市建築基準法施行細則の準用）

第 7 条 細則第17条及び第20条から第22条までの規定は、公開による意見の聴取について準用する。

（施行の細目）

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、計画調整局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）（A 4）

許可申請書

（第 1 面）

平成 年 月 日

大阪市長 様

申請者氏名印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印）

大阪市工業保全地区内における建築物の制限に関する条例第 条第 項の規定による許可を
申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【 1 申請者】

【氏名のフリガナ】

【氏名】

【郵便番号】

【住所】

【電話番号】

【 2 設計者】

【資格】 () 建築士 () 登録第 号

【氏名】

【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

※ 受 付 欄

※ 決 裁 欄

注 ※印の欄については、記入しないでください。

(第2面)	
建築物及びその敷地に関する事項	
【1 地名地番】	
【2 住居表示】	
【3 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし	
【4 その他の区域、地域、地区又は街区】	
【5 道路】 【幅員】 【敷地と接している部分の長さ】	
【6 敷地面積】 【敷地面積】 (1) () () () () (2) () () () () 【用途地域等】 () () () () 【建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () () () 【建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】 () () () () 【敷地面積の合計】 (1) (2) 【敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 【敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 【備考】	
【7 主要用途】 (区分)	
【8 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替	
【9 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【建築面積】 () () () 【建ぺい率】	
【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【建築物全体】 () () () 【地階の住宅の部分】 () () () 【共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () () 【自動車車庫等の部分】 () () () 【住宅の部分】 () () () 【延べ面積】 【容積率】	
【11 建築物の数】 【申請に係る建築物の数】 【同一敷地内の他の建築物の数】	
【12 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日	
【13 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日	
【14 その他必要な事項】	
【15 備考】	

(第 3 面)					
建築物別概要					
【 1 番号】					
【 2 工事種別等】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 既設					
【 3 構造】 造 一部 造					
【 4 高さ】 【 最高の高さ】 【 最高の軒の高さ】					
【 5 階別用途別床面積】					
【 階別用途別】					
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
【用途別】					
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
【 6 その他必要な事項】					
【 7 備考】					

第2号様式（第3条、第4条関係）（A4）

取下げ・取りやめ届	
（第1面）	
平成 年 月 日	
大阪市長	様
住 所	（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
申請者	氏名印
	（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印）
	電話（ ） 番
下記事項について、届け出ます。	
【1 届出区分】 ☐ 申請取下げ届 ☐ 建築工事取りやめ届	
【2 受付事項】 【受付年月日】 年 月 日 【受付番号】 第 号	
【3 許可番号】 【許可年月日】 【許可番号】	
【4 建築主】 【氏名のフリガナ】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】	
【5 代理者】 【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】	
※受付欄	※決裁欄
注 ※印の欄については、記入しないでください。	

(第2面)

取下げ・取りやめに関する事項

【1 地名地番】

【2 住居表示】

【3 建築物の概要】

【主要用途】(区分)

【工事種別】

☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替
(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【建築面積】 () () ()

【延べ面積】 () () ()

【敷地面積】 () () ()

【建築物の名称】

【4 取下げ・取りやめの理由】

【5 備考】

注 建築主が届け出てください。

大阪市規則第129号

大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年大阪市条例第58号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請及び添付図書等)

第2条 条例第4条第1項ただし書又は第7条の規定による許可を申請しようとする者は、第1号様式による申請書の正本及び副本にそれぞれ大阪市建築基準法施行細則（昭和35年大阪市規則第42号。以下「細則」という。）第3条第1項の表に掲げる図書及び同条第5項の表に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

2 市長が特に必要と認める場合においては、前項に規定する図書のほか、許可を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。

3 市長は、条例第4条第1項ただし書又は第7条の規定による許可をしたときは、それぞれ別に定める通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添付して、申請者に通知するものとする。

(認定申請及び添付図書等)

第3条 条例第5条第1項ただし書の規定による認定を申請しようとする者は、第1号様式による申請書の正本及び副本にそれぞれ細則第3条の2第3項の表に掲げる図書（日影図については、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の1以上とすることができる。

2 市長が特に必要と認める場合においては、前項に規定する図書のほか、認定を必要とする事項について参考となる図書を添付させることがある。

3 市長は、条例第5条第1項ただし書の規定による認定をしたときは、別に定める通知書に、第1項の申請書の副本及びその添付図書を添付して、申請者に通知するものとする。

(許可申請等の取下げ)

第4条 条例第4条第1項ただし書若しくは第7条の規定による許可又は条例第5条第1項ただし書の規定による認定（以下「許可等」という。）の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、第2号様式による届出書により市長に届け出なければならない。

2 法第12条第2項に規定する国の機関の長等（以下「国の機関の長等」という。）が許可等の申請をした場合において、当該許可等の申請を取り下げるときは、前項の規定に準じて市長に通知しなければならない。

(工事の取りやめ)

第5条 許可等の申請をした者は、当該許可等を受けた建築物の工事を取りやめたときは、第2号様式による届出書に当該許可等に係る申請書の副本及び通知書を添付して、市長に届け出なければならない。

2 国の機関の長等は、許可等を受けた建築物の工事を取りやめたときは、前項の規定に準じて市長に通知しなければならない。

(公開による意見の聴取)

第6条 条例第4条第2項の規定による公開による意見の聴取（以下「公開による意見の聴取」という。）は、市長又は市長が指名した職員が議長となつて行う。

2 市長が必要と認めるときは、公開による意見の聴取に証人又は参考人の出席を求め、意見を聴くことがある。

(公開による意見の聴取の機会の放棄)

第7条 条例第4条第2項に規定する利害関係を有する者が公開による意見の聴取の期日に出席しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

(大阪市建築基準法施行細則の準用)

第8条 細則第17条及び第20条から第22条までの規定は、公開による意見の聴取について準用する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、計画調整局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条、第 3 条関係）（A 4）

許可等申請書

（第 1 面）

平成 年 月 日

大阪市長

様

申請者氏名印

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印）



大阪市平野郷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 条第 項の規定による許可認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【 1 申請者】
【氏名のフリガナ】
【氏名】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【 2 設計者】
【資格】 () 建築士 () 登録第 号
【氏名】
【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【郵便番号】
【所在地】
【電話番号】

受 付 欄

決 裁 欄

注 印の欄については、記入しないでください。

(第2面)			
建築物及びその敷地に関する事項			
【1 地名地番】			
【2 住居表示】			
【3 防火地域】 ☐ 防火地域 ☐ 準防火地域 ☐ 指定なし			
【4 その他の区域、地域、地区又は街区】			
【5 道路】 【幅員】 【敷地と接している部分の長さ】			
【6 敷地面積】 【敷地面積】 (1)() () () () (2)() () () () 【用途地域等】 () () () () 【建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 () () () () () () 【建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率】 () () () () () () 【敷地面積の合計】 (1) (2) 【敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 【敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 【備考】			
【7 主要用途】 (区分)			
【8 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替			
【9 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【建築面積】 () () () 【建ぺい率】			
【10 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) 【建築物全体】 () () () 【地階の住宅の部分】 () () () 【共同住宅の共用の廊下等の部分】 () () () () () () 【自動車車庫等の部分】 () () () 【住宅の部分】 () () () 【延べ面積】 【容積率】			
【11 建築物の数】 【申請に係る建築物の数】 【同一敷地内の他の建築物の数】			
【12 工事着手予定年月日】 平成 年 月 日			
【13 工事完了予定年月日】 平成 年 月 日			
【14 その他必要な事項】			
【15 備考】			

(第 3 面)					
建築物別概要					
【 1 番号】					
【 2 工事種別等】 ☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 用途変更 ☐ 大規模の修繕 ☐ 大規模の模様替 ☐ 既設					
【 3 構造】 造 一部 造					
【 4 高さ】 【最高の高さ】 【最高の軒の高さ】					
【 5 階別用途別床面積】					
【階別用途別】					
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
【用途別】					
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
【 6 その他必要な事項】					
【 7 備考】					

第2号様式（第4条、第5条関係）（A4）

取下げ・取りやめ届け (第一面)	
平成 年 月 日	
大阪市長	様
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
申請者	氏名印 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名印)
電話 () 番	
下記事項について、届け出ます。	
【1 届出区分】 ☐ 申請取下げ届 ☐ 建築工事取りやめ届	
【2 受付事項】 【受付年月日】 年 月 日 【受付番号】 第 号	
【3 許可・認定番号】 ☐ 許可申請 ☐ 認定申請 【許可等年月日】 【許可等番号】	
【4 建築主】 【氏名のフリガナ】 【氏名】 【郵便番号】 【住所】 【電話番号】	
【5 代理者】 【資格】 () 建築士 () 登録第 号 【氏名】 【建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】	
受付欄	決裁欄

注 印の欄については、記入しないでください。

(第2面)

取下げ・取りやめに関する事項

【1 地名地番】

【2 住居表示】

【3 建築物の概要】

【主要用途】(区分)

【工事種別】

☐新築 ☐増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替
(申請部分)(申請以外の部分)(合計)

【建築面積】 () () ()

【延べ面積】 () () ()

【敷地面積】 () () ()

【建築物の名称】

【4 取下げ・取りやめの理由】

【5 備考】

注 建築主が届け出てください。

大阪市教育行政点検評価委員会規則を廃止する規則を公布する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市教育委員会
委員長 矢野裕俊

大阪市教育委員会規則第15号

大阪市教育行政点検評価委員会規則を廃止する規則

大阪市教育行政点検評価委員会規則（平成20年大阪市教育委員会規則第22号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年 7 月 8 日から施行する。



大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市教育委員会
委員長 矢野裕俊

大阪市教育委員会規則第16号

大阪市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市奨学条例施行規則（平成22年大阪市教育委員会規則第 8 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式

(表)

(A4)

平成 年度 大阪市奨学費受給申請書

申請者 本 人	フリガナ		男	年齢	申請日	平成 年 月 日
	氏 名	印	女	歳		
	中学校		進学を希望する 高等学校		☐ 全 日 制 ☐ 定 時 制 ☐ 通 信 制	
	高等学校		科 第 学年		☐ 全 日 制 ☐ 定 時 制 ☐ 通 信 制	
連絡先 (保護者)	自宅電話番号: - - 携帯電話番号: ()					
生計を一にする者 ※生計を一にする者とは、同居する者全員と別居であっても扶養関係がある者や健康保険証などで生計が繋がっている者などをいいます。						
続 柄	氏 名	生年月日	収入の有無	収入・所得の確認方法 (いずれかにチェック)		確認印
	住 所		在籍学校名	①	②	③
本 人	〒 - - 大阪市	明・大・昭・平 西暦 年 月 日	有 ・ 無	☐	☐	☐
	〒 - -	明・大・昭・平 西暦 年 月 日	有 ・ 無	☐	☐	☐
	□本人と同					
	〒 - -	明・大・昭・平 西暦 年 月 日	有 ・ 無	☐	☐	☐
	□本人と同					
	〒 - -	明・大・昭・平 西暦 年 月 日	有 ・ 無	☐	☐	☐
	□本人と同					
	〒 - -	明・大・昭・平 西暦 年 月 日	有 ・ 無	☐	☐	☐
	□本人と同					
	〒 - -	明・大・昭・平 西暦 年 月 日	有 ・ 無	☐	☐	☐
	□本人と同					
収入・所得(税情報等)の確認方法						
税情報等の確認を同意する (収入・所得に関する証明書の提出を省略できます)			収入・所得の確認できる書類を提出する			
① 教育委員会が、税情報等の提供を受けることに同意する。 【提供を受ける情報】 ・住民基本台帳 ・個人市民税課税台帳 ※同意された場合は「市民税・府民税証明書」等の収入・所得を証明する書類の提出を省略できます。 ※なお、同意されても税情報等が確認できない方は「市民税・府民税証明書」等の収入・所得を証明する書類の提出を求める場合があります。			② 教育委員会が、税情報等の提供を受けることに同意しないので、必要書類を提出する。 ※「市民税・府民税証明書」等の収入・所得を証明する書類を提出してください。			
			③ 教育委員会が、税情報等の提供を受けることができないので、必要書類を提出する。 (ア)市民税が非課税であり、市税事務所に申告をされていない方。 ↓ ※市税事務所での収入・所得の申告を行い、「市民税・府民税証明書」の発行を受け、提出してください。 (イ)大阪市内に居住している方、又は平成 年1月1日現在大阪市内に居住していなかった方。 ↓ ※居住地又は平成 年1月1日現在居住していた自治体の「市(町村)民税・府(県)民税証明書」等の書類を提出してください。			

裏面にも記入箇所があります。

(裏)

家庭状況等について (該当項目等をご回答ください。)		他の奨学金(給付型)の申請状況等	
① 両親なし 両親あり 母子世帯 父子世帯 その他()		・申請している ・申請していない	
② 同居の祖父母の有無 有り 無し		申請している奨学金名称	
③ 同居している家族の総人数 ()名			
④ 扶養関係のある別居している家族の人数 ()名			
奨学費を希望する理由 (生活状況と経済的に困窮している理由を具体的に記入してください。)			
口座振替の申出 ※口座は奨学生本人名義のものに限ります。銀行名、支店名、口座番号、口座名義等が記載された通帳の写しを添付してください。			
奨学費の支払については、今後、次の私名義の預金口座に口座振替されるよう依頼します。ただし、選定されなかった場合は依頼を取り消します。			
振込先金融機関名	銀行 信用金庫 労働金庫	支店 出張所	預金種別 ☐ 普 通 ☐ その他
口座番号	No.	(フリガナ) 口座名義	
誓約			
大阪市奨学費募集要項に同意し、申請します。 申請書の記載内容に相違ありません。 生活保護における生業扶助(高等学校等就学費)は受給していません。 大阪市奨学費奨学生として選定された際には、大阪市奨学条例等に従います。			
本人氏名			印
保護者又は扶養者氏名			印
推 せ ん に つ い て			
生徒としての資質、経済状態、その他修学の妨げになっている事実など			
学校長氏名			印
担任教諭氏名			印

附 則

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

告 示

大阪市告示第762号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 6 月 22 日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年 7 月 6 日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ニッサン 銀色)	浪速区戎本町 2 丁目 3 番先

(建設局管理部路政課)

(平24. 6. 22揭示済)

大阪市告示第763号

大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）中附則第 1 項第 3 号に掲げる規定は、平成24年 6 月 26日から施行する。

平成24年 6 月 25 日

大阪市長 橋 下 徹

(人事室人事課)

(平24. 6. 25揭示済)

大阪市告示第812号

電子印に係る公印の用途を変更するため、大阪市公印規則（昭和30年大阪市規則第48号）第11条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

名 称	ひな型 の番号	用 途	使 用 年月日
専用公印 住民基本台帳及 び登録事務用区 長印	81	住民基本台帳及び印鑑登録証明関係事 務用 (使用する文書) 住民基本台帳等事務システムより出力 される次の文書 ・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・住民票コード通知票 ・住民票コード変更通知票 ・住民票コード修正通知票 ・転出証明書 ・転出証明書に準ずる証明書 ・印鑑登録証明書 ・住民票の写し(住民基本台帳法第12 条の2に基づく、広域交付住民票) ・住民基本台帳カード交付通知書 ・住民基本台帳カード交付通知書兼照 会書(委任状あり) ・住民基本台帳カード交付通知書兼照 会書(委任状なし)	平成24年 7 月 9 日

(市民局市民部区政課)

大阪市告示第813号

平成19年大阪市告示第927号(区役所の執務時間)の一部を次のように改め、
平成24年 7 月 9 日から実施する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

別表中、「外国人登録申請受付」を「外国人の在留管理に関する事務」に改
め、「登録原票記載事項証明書交付関係事務」を削る。

(市民局市民部区政課)

大阪市告示第814号

平成20年大阪市告示第466号(区役所の執務時間)の一部を次のように改め、

平成24年 7 月 9 日から実施する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

別表中、「外国人登録申請受付」を「外国人の在留管理に関する事務」に改め、「外国人登録原票記載事項証明書交付関係事務」を削る。

(市民局市民部区政課)

大阪市告示第815号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、大阪市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年 6 月 14 日
	名 称	特定非営利活動法人介護・環境ネットワーク機構
	代表者の氏名	中津 啓二郎
	主たる事務所の所在地	大阪市福島区吉野 4 丁目 29 番 20 号大阪 NPO プラザ内
	定款に記載された目的	この法人は、地域住民に対して、地域住民同士が助け合って、高齢者の介護や心のケア等に関する事業を行い、地域住民に対して健康を促進する環境改善事業を行う事により、地域福祉の推進に寄与する事を目的とする。
	申請のあった年月日	平成24年 6 月 15 日
	名 称	NPO 法人 HEALTH SUPPORT HINATA
	代表者の氏名	逢坂 隆子
	主たる事務所の所在地	大阪市西成区萩之茶屋 2 丁目 7 番 7 号
	定款に記載された目的	この法人は、地域住民の高齢者、障害者等に対して、看護や介護に関する事業を行う他、健康づくり・見守り支援、地域住民相互のふれあいの場づくりに関する事業等を行うことにより、もっ

て地域の福祉の推進に寄与することを
目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第816号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年 6 月13日
	名 称	特定非営利活動法人ほっと。
	代表者の氏名	三家 節子
	主たる事務所の所在地	大阪市都島区都島中通三丁目17番 6 号 グランドウーエ301号室
	定款に記載された目的	この法人は、子ども、障害者、高齢者がいきいきと地域で住み続けるための支援を行い、安心して豊かに生活できる事業を行うことによって、ノーマライゼーションの実現と住みやすい社会をつくることに寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成24年 6 月13日
	名 称	特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権
	代表者の氏名	若生 治友
	主たる事務所の所在地	大阪市北区西天満 6 丁目 2 番14—805号
	定款に記載された目的	本会は、我が国における薬害エイズを教訓として、二度と薬害を起こさない社会、H I V感染をはじめとする感染症の患者・家族・遺族に対する差別と偏見のない社会、患者・家族・遺族の人権が保障され、適切な医療及び福祉を享受できる社会を築くことを目的とする。

申請のあった年月日	平成24年 6 月13日
名 称	特定非営利活動法人ニューメディア人権機構
代表者の氏名	武者小路 公秀
主たる事務所の所在地	大阪市港区波除 4 丁目 1 番37号H R Cビル 9 階
定款に記載された目的	この法人は、インターネットをはじめとするニューメディアを活用し、国連の提唱する人権の21世紀の実現に向けて、ウェブサイト「人権情報ネットワークふらっと」の運営を中心とした活動によって、ネット上のみならず、社会全体の人権意識の向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年 6 月14日
名 称	特定非営利活動法人日本障害者競技支援協会
代表者の氏名	四方 修
主たる事務所の所在地	大阪市中央区谷町 4 丁目 8 番30号
定款に記載された目的	この法人は、身体障害者に対して、社会生活並びに障害者スポーツに関する事業を行い、障害者の社会生活への自立と、障害者スポーツへの参加に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年 6 月14日
名 称	特定非営利活動法人日本人材育成協会
代表者の氏名	西野 壽人
主たる事務所の所在地	大阪市中央区淡路町 1 丁目 6 番 2 号
定款に記載された目的	この法人は、雇用管理、労務管理に関わる社会人、企業及び団体に対し、労務管理の専門知識を持つ人材や労働関係法規に精通した有能なC o m p l i a n c e o f f i c e r（コンプライアンス・オフィサー）育成のための資格認定及び教育訓練事業を行うと共に、雇用、労務に関する企業支援及び情報提供事業を行うことで、適正な労働環境の下、労働関係の紛争を未然に防止し、産業の平和維持及び経済の発

	展に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年 6 月15日
名 称	特定非営利活動法人児童虐待防止協会
代表者の氏名	津崎 哲郎
主たる事務所の所在地	大阪府中央区谷町 7 丁目 4 番15号大阪府社会福祉会館内
定款に記載された目的	この法人は、親と子どもに対する虐待防止に関する事業を行うことにより、子どもの健全育成を図り、子どもの権利擁護を図り、ひいては社会福祉の向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年 6 月15日
名 称	特定非営利活動法人関西ファッションカレッジコンソーシアム
代表者の氏名	野中 一男
主たる事務所の所在地	大阪市淀川区三国本町 3 丁目35番 8 号大阪文化服装学院内
定款に記載された目的	この法人は、関西のファッション教育機関と企業とが連携する拠点となることで、ファッション教育の振興とファッション産業の活性化を図り、広く社会の文化・芸術・産業の発展に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第817号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

(1) 入札執行担当

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 -1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当

電話 06-4395-7145

(2) 事業担当

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1 丁目 2 番 7 - 1000号

あべのメディックスビル 11階

大阪市健康局 大阪市保健所感染症対策課

電話 06-6647-0656

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

予防接種台帳管理システム開発業務委託

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 委託概要 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成24年 9 月 1 日 (土) から平成25年 3 月29日 (金)

(4) 履行場所 本市指定場所

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を「1 担当部局（1）入札執行担当」に行えば、当該審査を行う。ただし、平成24年 7 月20日 (金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理 01 情報処理」で登録していること

(5) プライバシーマーク許諾証、I S M S 認証、個人情報保護に関する内部規定のいずれかを提出できること

(6) 平成19年度以降に、官公庁発注による保健衛生関連システムの開発業務を元請として契約履行実績（履行中は含まない）を有していること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び「1 担当部局（1）入札執行担当」

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成24年 7 月20日 (金)午後 5 時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

(3) 仕様書の交付方法

システムにより交付する。

※ 希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日の翌開庁日から平成24年 7 月20日(金)午後 5 時まで(ただし、本市の休日を除く)。

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 1 担当部局(1) 入札執行担当

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成24年 8 月29日(水)から平成24年 8 月30日(木)まで(午前 9 時から午後 5 時まで)

② 開札予定日時 平成24年 8 月31日(金)午前10時30分

③ 場所 システム上

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成24年 8 月31日(金)午前10時から午前10時30分まで

② 開札予定日時 平成24年 8 月31日(金)午前10時30分

③ 場所 大阪市契約管財局 入札室(「1 担当部局(1) 入札執行担当」に同じ)

ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等(以下「郵便等」という。)による入札の場合は、「1 担当部局(1) 入札執行担当」あて平成24年 8 月30日(木)午後 5 時必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加資格審査申請書等を平成24年 7 月20日(金)午後 5 時までに、「1 担当部局(1) 入札執行担当」まで持参又は郵便等により必着のこと

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約の締結は、落札決定日において当該案件の平成24年度補正予算が成立していないときは、当該予算が成立したときとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be required:
Development of immunization record management system
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00 PM, 20 July 2012.
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 1. On the Osaka city Electronic Tender System:
from 9:00AM, 29 August 2012 to 5:00PM, 30 August 2012.
 2. In person: from 10:00AM to 10:30AM, 31 August 2012.
 3. By post: 5:00PM, 30 August 2012.
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka2-1-1300, Benten1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, Phone 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第818号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 - 1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 借入物品及び予定数量

平成24年度あいりん越年対策事業南港臨時宿泊所一式 借入
(電子入札対象案件)

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間

平成24年12月14日(金)から平成25年1月15日(火)まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば当該審査を行う。ただし、平成24年7月23日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

(4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12賃貸:01建物等賃貸01建物(155)」で登録していること

(5) 平成19年度(平成19年4月1日)以降において、賃貸借契約(1棟あたりの床面積200㎡以上のプレハブ建物)の締結実績が1件以上あること

(6) 当該賃貸借契約に関して、建物の性能・機能維持のための体制を整え、補修などが必要となった場合に迅速な対応が可能であることの誓約書の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局(1に同じ)

(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成24年7月23日(月)まで無償により交付する。

(3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成24年7月23日

(月) 午後 5 時まで

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間 平成24年 8 月 29 日 (水) から同月 30 日 (木) までの午前 9 時から午後 5 時まで

② 開札予定日時 平成24年 8 月 31 日 (金) 午前 11 時 30 分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成24年 8 月 31 日 (金) 午前 11 時から午前 11 時 30 分まで

② 開札予定日時 平成24年 8 月 31 日 (金) 午前 11 時 30 分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室 (1 に同じ)

ただし、大阪市契約規則 (昭和 39 年大阪市規則第 18 号。以下「契約規則」という。) 第 25 条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成 24 年 8 月 30 日 (木) 午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第 37 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成 24 年 7 月 23 日 (月) 午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第 28 条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので

ある。

- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約の締結は、落札決定日において当該案件の平成24年度補正予算が成立していないときは、当該予算が成立したときとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:
Lease contract for temporary accommodation facilities in Osaka
South Port area 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 23 July 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 29 August 2012 to 5:00PM, 30 August 2012
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 31 August 2012
 - ③ by post: 5:00PM, 30 August 2012
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)

大阪市告示第819号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達）
電話 06-6208-9077

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
大阪市教育委員会校務支援サービス 一式
- (2) 業務委託概要

入札説明書による。

(3) 業務委託期間

平成25年 3 月 1 日から平成30年 4 月30日

契約日から業務委託の始期までの間は準備期間とする。

(4) 履行場所

入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、大阪市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部物品等契約担当（電話 06-4395-7161）に行えば、当該審査を行う。（申請の際には、必ずWTO適用入札に係る申請である旨を告げること。）

ただし、平成24年 7 月24日(火)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当していない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10情報処理：01情報処理：01システム企画・開発」及び「10情報処理：01情報処理：02システム運用・保守」で登録していること
- (5) 財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマーク付与認定を受けていること又は財団法人日本情報処理開発協会が運用するI S M S 適合性評価制度におけるI S M S 認証を取得している若しくはこれらと同等の認証を取得していることを証明する書類の提出ができること
- (6) 独立行政法人情報処理推進機構が認定する情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ試験）合格者又はプロジェクトマネジメント協会が認定するPMP（Project Management Professional）若しくはこれらと同等の資格を有するものを直接雇用し、かつ本件業務に専ら従事させることができること
- (7) 平成18年以降、政令指定都市または100校程度の小中学校を有する自治体において、校務支援サービスの提供実績を有するか若しくは、自ら開発した校務支援システムのシステム保守実績を有すること

4 入札説明書等の貸与等

- (1) 入札説明書等の貸与場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

〒552-0007 大阪市港区弁天 1－2－1－1100
大阪市教育委員会事務局学校経営管理センター
給与・システム担当
電話 06-6575-5610

(2) 入札説明書等の貸与方法

公示の日から平成24年 7 月 24 日 (火) まで、電子媒体 (C D－R) にて次の書類を無償で貸与する。

- ア 入札説明書
- イ 業務委託範囲について
- ウ 調達仕様書
- エ 提案書記入要領
- オ 落札者決定基準
- カ 業務委託契約書 (案)
- キ 経費積算にあたっての留意事項
- ク 秘密保持に関する覚書
- ケ 特記仕様書
- コ 別添資料

(3) 入札参加申請書等の受付期間

(持参の場合) 公示の日から平成24年 7 月 24 日 (火) までの毎日午前 9 時から午後 5 時 30 分まで (本市の休日及び午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分までを除く)。

(郵便等※の場合) 平成24年 7 月 24 日 (火) 午後 5 時 30 分までに必着

(※郵便等：大阪市契約規則 (昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。) 第25条第 2 項に規定する郵便等 (書留郵便など配達記録が残るもの。以下「郵便等」という。))

5 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の 2 に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき本業務に関する提案書、入札書等を提出すること

(1) 入札執行及び提案書等の提出日時及び場所

- ・ 平成24年 9 月 5 日 (水) 午前10時00分
- ・ 資格審査結果通知にて通知する。

(ただし、郵便等による入札は、平成24年 9 月 4 日 (火) 午後 5 時 30 分までに必着のこと)

(2) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第 1 項に該当するときは、契約保証金を免除する。

ウ 保証人 不要

エ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

オ 契約書作成の要否 要

(3) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため(4)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(4) 落札者決定基準

入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加申請書等を平成24年 7 月 24 日 (火) 午後 5 時 30 分までに、「4 (1) 入札説明書等の貸与場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札にかかる問合せ先」まで持参又は郵便等により必着のこと

なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

7 入札の無効

契約規則第28条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

8 その他

(1) この調達は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

(5) 本契約の締結は、平成24年度補正予算が発効したときとする。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products and services to be required:
Servicing the school-affairs support for Osaka Municipal Board
of Education

(2) The closing and time for the submission of application forms and
attached documents for the qualification confirmation:

5:30 PM, 24 July 2012

(3) The date and time for the submission of tenders:

In person:10:00AM, 5 September 2012

By post:5:30PM, 4 September 2012

(4) A contact point where tender documents are available:

Allowance control and System Division, School Administration
Center, Osaka Municipal Board of Education, 1-2-1-1100 Benten,
minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-6575-5610

(教育委員会事務局総務部総務課)

大阪市告示第820号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 3 月 1 日 大阪市指令計（開）第90号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区安田 3 丁目68番 1 の一部、68番 9 の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府門真市速見町 9 番17号

アメニティホーム株式会社

代表取締役 岩崎 幸男

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	30.860m	開発者	開発者	
道路	4.000m	8.440m	開発者	開発者	すみ切り 2 か所含む。
下水道	D=150mm	2.350m	大阪市	-	0 号組立マンホール インバート付 1 カ所新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行

為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 4 月10日 大阪市指令計（開）第4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西淀川区姫島1丁目512番3の一部、512番10

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市都島区東野田町1丁目1番7号

有限会社 ホクユウホーム

代表取締役 渡邊 慎二

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	19.663m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む。
下水道	D=150mm	3.250m	大阪市	－	集水ますⅠ型 インバート付1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第822号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成24年 5 月 9 日 大阪市指令計（開）第14号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市西成区北開2丁目3番36、3番37

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府四條畷市雁屋北町8番15号

株式会社西田住宅

代表取締役 西田 廣見

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000～ 6.000m	21.080m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	1.500m	大阪市	-	集水ますⅠ型 インバート付1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第823号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

指定年月日及び指令番号

平成24年 6 月21日

大阪市指令大計建企 第1010号

地 名	地 番	道路幅員	道路延長	摘 要
生野区 巽中1丁目	293番6 293番9 293番10 293番11 293番12 293番13	m 4.5	m 18.74	袋路状道路

（計画調整局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第824号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

供 用 時 間	
平成24年 7 月 21 日（土）から 同年 8 月 24 日（金）まで	午前 9 時から午後 7 時まで
平成24年 8 月 25 日（土）及び 同年 8 月 26 日（日）	午前 9 時から午後 8 時まで
平成24年 8 月 27 日（月）から 同年 9 月 2 日（日）まで	午前 9 時から午後 7 時まで

(ゆとりとみどり振興局文化部博物館群担当)

大阪市告示第825号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

野田阪神ビル

大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 23 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 藤原 崇起

大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 24 号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

(変更前) 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 手塚 昌利

大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 24 号

(変更後) 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 藤原 崇起

大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 24 号

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名、名称及び住所

(変更前) イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也

千葉県美浜区中瀬 1 丁目 6 - 1

他 48 者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役 村井 正平

千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1

他 36 者

(4) 変更年月日

(3)① 平成23年 4 月 1 日

(3)② 平成24年 6 月 9 日

2 届出年月日

平成24年 6 月20日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成24年 7 月 6 日(金)から同年11月 6 日(火)まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年11月 6 日(火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第826号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鶴見緑地

大阪市鶴見区鶴見 4 丁目17番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三菱 U F J 信託銀行株式会社 代表取締役 岡堀 欣也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び名称

(変更前)株式会社イオン 取締役 代表執行役社長 岡田 元也

千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1

他96者

(変更後) イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平

千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1

他109者

(4) 変更年月日

平成23年 4 月 20 日

2 届出年月日

平成24年 6 月 20 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成24年 7 月 6 日(金)から同年11月 6 日(火)まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年11月 6 日(火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第827号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 1 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高見プラザ

大阪市此花区高見 1 丁目37番11

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社関西都市居住サービス 代表取締役 鈴木 貴雄

大阪市中心区本町 2 丁目 1 番 6 号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び名称

(変更前) 株式会社四五コーポレーション 代表取締役 中野 信幸

東京都豊島区池袋 2-43-1 池袋青柳ビル 6 F

他 5 者

(変更後) 株式会社PLATINUM JAPAN 代表取締役 大西 勲

大阪府中央区安土町 2 丁目 5 番 5 号 本町明大ビル 4 F

他 4 者

(4) 変更年月日

平成21年 4 月 21 日

2 届出年月日

平成24年 6 月 20 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪府経済局産業振興部産業振興課

大阪府住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成24年 7 月 6 日(金)から同年11月 6 日(火)まで

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の
の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年11月 6 日(火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第828号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定に基づき
大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用す
る同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

野田阪神ビル

大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番23号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 藤原 崇起

大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番24号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前 9 時	午後 11 時
海屋本店 他31者	午前10時	午後 8 時
株式会社菅田 他 3 者	午前 9 時	午後 11 時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前 7 時	午後 11 時
海屋本店 他31者	午前10時	午後 8 時
株式会社菅田 他 3 者	午前 9 時	午後 11 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分から午後 11 時30分

(変更後) 午前 6 時30分から午後 11 時30分

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 7 時から午後 9 時

(変更後) 午前 6 時から午後 9 時

(4) 変更年月日

平成24年 6 月21日

2 届出年月日

平成24年 6 月20日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成24年 7 月 6 日(金)から同年11月 6 日(火)まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年11月 6 日(火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第829号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鶴見緑地

大阪市鶴見区鶴見 4 丁目17番 1 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 岡堀 欣也

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前 9 時から午後11時

(変更後) 午前 7 時から午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時から翌午前 0 時

(変更後) 午前 6 時から翌午前 0 時

(4) 変更年月日

平成24年 6 月21日

2 届出年月日

平成24年 6 月20日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成24年 7 月 6 日(金)から同年11月 6 日(火)まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年11月6日(火)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第830号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年7月6日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高見プラザ

大阪市此花区高見1丁目37番11

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社関西都市居住サービス 代表取締役 鈴木 貴雄

大阪市中央区本町2丁目1番6号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時	翌午前0時
株式会社三城 他1者	午前9時	午後9時
株式会社PLATINUM JAPAN	午前9時	午後8時
ブルーメン	午前9時	午後9時30分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	翌午前0時
株式会社三城 他1者	午前7時	午後9時
株式会社PLATINUM JAPAN	午前7時	午後8時
ブルーメン	午前7時	午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から翌午前0時30分

(変更後) 午前 6 時30分から翌午前 0 時30分

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 7 時から午後 9 時

(変更後) 午前 6 時から午後 9 時

(4) 変更年月日

平成24年 6 月22日

2 届出年月日

平成24年 6 月20日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成24年 7 月 6 日(金)から同年11月 6 日(火)まで

(3) 時間

午前 9 時30分から午後 5 時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年11月 6 日(火)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第831号

計量法(平成 4 年法律第51号)第19条及び第21条の規定により特定計量器(取引や証明等に使用するばかり)の定期検査を実施する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

検査月日	曜	実施区域	検査場所	所在地
8 月 6 日	月	住之江区 東住吉区 住 吉 区	大阪市計量検査所	港区田中 3 丁目 1 番126号

8 月 7 日	火	浪 速 区 西 成 区 阿倍野区 大 正 区		
8 月 8 日	水	北 区 中 央 区 天王寺区		
8 月 9 日	木	西 区 港 区		

2 検査対象計量器

はかることができる最大の重さが300 k g 超 3 t 未満の中型はかりを対象とします。

3 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中 3 丁目 1 番126号特定非営利活動法人大阪市計量協会（電話06 - 6577 - 5884）まで問い合わせされたい。

（経済局 計量検査所）

大阪市告示第832号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

1 調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 2 契約方式 3 落札決定日（随意契約の場合は契約日） 4 契約相手方 5 落札金額（随意契約の場合は契約金額） 6 入札公告日又は公示日 7 随意契約の場合はその理由

◎中央卸売市場総務担当（大阪市福島区野田 1 丁目 1 番86号）

1 大阪市中心卸売市場東部市場で使用する電気（特別高圧）18,355,000kWh
2 一般競争入札 3 平成24年 5 月 1 日
4 関西電力株式会社 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番16号
5 261,864,122円 6 平成23年12月26日
7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条及び地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 5 号による

◎中央卸売市場総務担当（大阪市福島区野田 1 丁目 1 番86号）

1 大阪市中心卸売市場東部市場で使用する電気（高圧）1,559,000kWh

- 2 一般競争入札 3 平成24年 5 月 1 日
4 関西電力株式会社 大阪市北区中之島 3 丁目 6 番16号
5 25,406,742円 6 平成23年12月26日
7 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10
条及び地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 8 号による
(中央卸売市場総務担当)

大阪市告示第833号

次のとおり落札者等について公示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随
意契約の場合はその理由

◎消防局総務部総務課（大阪市西区九条南 1 丁目12番54号）

- ①消防情報システムソフトウェア改修（保安 3 法）業務委託 ②随意 ③
24. 5 . 17 ④富士通株式会社 大阪市中心区城見 2 丁目 2 番 6 号 ⑤
57,015,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第 1 項(d)

(消防局総務部総務課)

大阪市告示第834号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公
告する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年 7
月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した
者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	自動二輪車 (スズキ 黒色)	天王寺区寺田町 1 丁目 5 番先

2	自動二輪車 (ホンダ 不明)	天王寺区南河堀町 2 番先
3	普通自動車 (トヨタ 黒色)	東住吉区住道矢田 5 丁目 8 番先
4	自動二輪車 (外国車 黒色)	平野区喜連東 3 丁目 6 番先
5	普通自動車 (ホンダ 銀色)	平野区加美南 4 丁目 3 番先
6	普通自動車 (トヨタ 白色)	北区中崎西 4 丁目 2 番先

(建設局管理部路政課)

大阪市水道局告示第42号

次の金融機関の店舗について、名称及び所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の 2 第 3 項の規定に基づき告示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

金融機関名	店 舗 名		所 在 地	変更年月日
池田泉州銀行	変更前	鳳 支 店 津久野特別出張所	大阪府堺市西区津久野町 1 丁 4 番 3 番	平成24年 7 月17日
	変更後	津 久 野 支 店	大阪府堺市西区津久野町 1 丁11番 3 番	

(水道局総務部経理課)

大阪市教育委員会告示第26号

大阪市立美術館は、大阪市立美術館条例（昭和24年大阪市条例第72号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり臨時休館を承認したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成24年 7 月 6 日

大 阪 市 教 育 委 員 会
委員長 矢野裕俊

施 設 名	種 別	月 日
大阪市立美術館	本館	平成24年 7 月18日（水）から 同月27日（金）まで

		平成24年 9月 4日（火）から 同月 9日（日）まで
		平成24年10月23日（火）から 同月28日（日）まで
		平成24年12月11日（火）から 同月27日（木）まで
		平成25年 1月 5日（土）から 同月 9日（水）まで
		平成25年 2月13日（水）から 同月22日（金）まで
		平成25年 3月19日（火）から 同月31日（日）まで
	展覧会室 展覧会事務室	平成24年 7月10日（火）
		平成24年 9月11日（火）
		平成24年10月 2日（火）
		平成24年12月18日（火）
		平成24年12月26日（水）
		平成24年12月27日（木）
		平成25年 1月 9日（水）
		平成25年 2月 5日（火）
	特別室 講堂	平成24年 7月18日（水）から 同月27日（金）まで
		平成24年 9月 4日（火）から 同月 9日（日）まで
		平成24年10月23日（火）から 同月28日（日）まで
		平成24年12月11日（火）から 同月27日（木）まで
		平成25年 1月 5日（土）から 同月 9日（水）まで
		平成25年 2月13日（水）から 同月22日（金）まで
		平成25年 3月19日（火）から 同月31日（日）まで

(ゆとりとみどり振興局文化部博物館群担当)

公

告

大阪市公告第92号

大阪市情報公開条例（平成13年 3 月 5 日大阪市条例第 3 号）第37条第 2 項の規定により、平成23年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 公文書の公開請求及び不服申立ての状況

実施機関	請求件数	処 理 状 況					条 例 対象外	不服申立 件 数
		公開	部分公開	全 部 非公開	不存在による 非公開	存否応答 拒否		
市 長	1,591	603	553	13	417	5		87
教育委員会	78	40	25	1	12			5
選挙管理委員会								1
交通局長	12	5	6	1				
水道局長	48	31	8	1	8			
病院局長	29	6	22		1			1
消防長	4	1	1		1	1		
公立大学法人 大阪市立大学	13	3	2		8			1
地方独立行政法人 大阪市立工業研究所	3	1	1		1			
大阪市 住宅供給公社	1		1					
計	1,779	690	619	16	448	6		95

2 法人文書の公開申出及び異議申出の状況

申出件数	処 理 状 況					要 綱 対象外	異議申出 件 数
	公開	部分公開	全 部 非公開	不存在による 非公開	存否応答 拒否		
8	3	4	1				

（政策企画室市民情報部公開制度等担当）

大阪市公告第93号

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年 3 月16日大阪市条例第11号）第72条の規定により、平成23年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 個人情報の開示等請求及び不服申立ての状況

実施機関	請求等件数	処 理 状 況					条 例 対 象 外	不 服 申 立 件 数
	開 示	開 示	部分開示	非開示	不存在による非開示	存否応答拒否		
	訂 正	訂 正		不承認	不存在による不承認	存否応答拒否		
	利用停止	利用停止		不承認	不存在による不承認	存否応答拒否		
市 長	198	84	59	1	54			47
	17	1		16				6
	3			3				3
教育委員会	11	8			3			
交通局長	1				1			
消 防 長	13		12		1			
公立大学法人 大阪市立大学	4	3			1			1
	1			1				
計	227	95	71	1	60			48
	18	1		17				6
	3			3				3

2 個人情報の取扱いの是正の申出等の状況

実施機関	申出件数	処 理 状 況				条 例 対 象 外
	是 正	措置 講じる	措置 講じない	不存在により 措置講じない	存否応答 拒否	
	再調査	措置 講じる	措置 講じない	不存在により 措置講じない	存否応答 拒否	
市 長	2		2			
交通局長						
	1		1			
計	2		2			
	1		1			

3 個人情報を取り扱う事務の届出件数

実 施 機 関	件 数
市 長	1,915
市 会 議 長	37
教 育 委 員 会	148
選 挙 管 理 委 員 会	27
人 事 委 員 会	13
監 査 委 員	15
農 業 委 員 会	4
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	1
交 通 局 長	43
水 道 局 長	66
病 院 局 長	18
消 防 長	102
公 立 大 学 法 人 大 阪 市 立 大 学	90
地方独立行政法人大阪市立工業研究所	24
合 計	2,503

※ 平成24年 3 月31日現在

(政策企画室市民情報部公開制度等担当)

大阪市公告第94号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 入札に付すべき事項

売払物品	数量	車名	初年度登録年月	車台番号	型式
自家用特殊自動車	1 両	トヨタ	平成19年 3 月	TRH200-0052700	CBF-TRH200K改

下見の日時	下見場所
平成24年 7 月25日 午後 1 時30分～午後 5 時	大阪市立視覚特別支援学校 大阪市東淀川区豊里 7 - 5 - 26

2 入札参加に要する書類

- (1) 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）
- (2) 使用印鑑届（本市様式）
- (3) 物品売払入札参加承認証（本市様式）

＊ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内「不用品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

- (4) 法人にあっては、登記事項全部証明書（発行後3か月以内のもの）
- (5) 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書（発行後3か月以内のもの、写しは不可）

＊ 上記(1)～(5)を入札執行日の2日前までに提出し、承認を受けること
ただし、平成24・25年度の物品売払入札参加承認を受けている場合は不要

3 入札用紙の交付期限 本公告の日から平成24年7月24日（火）午後5時30分まで

4 入札用紙の交付場所 契約管財局契約部物品等契約担当

5 入札保証金 免除

6 契約保証金 落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること

＊ 落札者は本市が交付する納付書を用い、入札日当日の午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

7 入札執行場所 契約管財局 入札室

8 入札執行日時 平成24年7月26日（木）午前11時

9 入札の方法

- (1) 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税を含むものとする。物品買受申込書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること
- (2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

10 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 入札書提出日において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- (3) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (3) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
（注1）入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。
（注2）転売目的の場合、古物営業許可を持たない者のした入札は無効とする。
（注3）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

13 転売目的で入札に参加する際の注意事項

転売目的で参加する場合は、古物営業許可を必要とする。（落札後速やかに、誓約書とともに許可証の写しを下記15問い合わせ先まで提出すること）

14 その他

- (1) 6の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

15 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

教育委員会事務局総務部総務課

電話06-6208-9077

（入札・契約に関する問い合わせ先）

契約管財局契約部物品等契約担当

電話 06-4395-7161

（契約管財局契約部物品等契約担当）



大阪市公告第95号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号

A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課

電話06 - 6615 - 7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
	安田ほか 2 自転車保管所古自転車等 - 8	3 山
	南港ほか 3 自転車保管所古自転車等 - 8	4 山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時	保管場所	所在地
7 月25日 (水)	午前10時から 午後 5 時まで	安田保管所	鶴見区安田 2 丁目 5 番16号
		大宮保管所	旭区大宮 1 丁目 1 番32号
		長吉南保管所	平野区長吉長原東 1 丁目 2 番先
7 月25日 (水)	午前10時から 午後 5 時まで	南港保管所	住之江区南港東 5 丁目 3 番41号
		西島保管所	西淀川区西島 1 丁目 2 番付近
		新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷 1 丁目 2 番付近
		北港保管所	此花区北港 2 丁目 1 番付近

下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06 - 6615 - 6684

F A X 06 - 6615 - 6577

4 入札参加資格

(1) 平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年 7 月24日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

* 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

* エ、オについては、発行後 3 ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成24年 7 月 24 日（火）午後 5 時 30 分までの本市の休日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで
（午後 1 時から午後 1 時 45 分までを除く。）

(2) 受付場所 上記 1 に同じ

6 入札参加資格の審査等

(1) 5 の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4 にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記 1 においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T C ビル I T M 棟 6 階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成24年 7 月 26 日（木） 午前 10 時

② 平成24年 7 月 26 日（木） 午前 10 時 30 分

13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記

載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要

綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

大阪市水道局公告第 3 号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

1 担当

〒559－8558 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番10号

大阪市水道局総務部管財課

電話 06－6616－5462

2 入札に付すべき事項

売払物品	数 量
破損水道メータ 有姿引渡	33,302個

- ※ 入札に参加しようとする者は、必ず下見に参加し、当該物品を確認すること

（下見の日時等）

下見の日時	下見場所
平成24年 8 月 1 日（水） 午前10時から午前11時まで（時間厳守）	大阪市水道局工務部給水課 量水器事務所 大阪市東淀川区柴島 3 丁目11番109号

3 入札参加資格

本市の平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること。

なお、承認を受けていない場合は、大阪市契約管財局契約部物品等契約担当に本市の平成24・25年度物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年 7 月31日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（入札参加に要する書類）

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する「平成24・25年度物品売払入札参加承認証」の写し（印影が明確に判別できるもの）

- ＊ 平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内の「不用

品売払入札等のご案内」→物品売払入札参加申請書（平成24・25年分）の「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること。

4 入札用紙（物品買受申込書）及び仕様書の交付期限

本公告の日から平成24年 7 月31日（火）午後 5 時30分まで

＊ 交付時に「平成24・25年度物品売払入札参加承認証」の写しを提出すること

5 入札用紙（物品買受申込書）の交付方法及び場所

上記 1 にて無償で交付する。

6 仕様書の交付方法及び場所

上記 1 にて無償で交付する。また、大阪市水道局のホームページからダウンロード可能である。

＊ 大阪市水道局のホームページ→「入札契約情報」→「不用品売払・その他」→「不用品売払入札案件一覧（水道局）」（URLは次のとおりである。）

(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/84-Curr.html)

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を納付すること

＊ 落札者は本市が交付する納入通知書兼領収証書を用い、入札日当日の午後 5 時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。ただし、入札日当日の午後 5 時までに契約金額の全額を即納される場合は、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第 7 号）第34条第 1 項第 4 号に基づき契約保証金の全部の納付を免除する。

9 入札執行場所

大阪市水道局 入札室（場所は上記 1 に同じ）

10 入札執行日時

平成24年 8 月 2 日（木）午前10時

11 入札の方法

- ・ 物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。物品買受申込書の提出は、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること
- ・ 再度入札は 1 回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

12 入札に参加できない者

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当

する者

- ・ 入札書提出日において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- ・ 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者、又は同要綱別表に掲げるいずれかの措置要件に該当する者

13 入札の無効

- ・ 大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第26条第1項各号のいずれかの規定に該当する入札
- ・ 再度入札の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。
（注1）入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について当局立会者の確認印のない入札は無効とする。
（注2）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

14 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

15 その他

- ・ 落札者が契約保証金を納付しなければならない場合、本市が指定する期限までに納付されなかったときは、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号）第30条第3項に基づき、落札を無効とする。
- ・ 落札決定後契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- ・ 落札者は、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市水道局契約規程第26条第1項第1号に該当するものとして、その者に係る入札は無効とする。

16 問い合わせ先

（売払物品に関する問い合わせ先）

大阪市水道局総務部管財課（検収・用品） 電話06-6616-5466

（入札・契約に関する問い合わせ先）

大阪市水道局総務部管財課（契約） 電話06-6616-5462

（水道局総務部管財課）

大阪市人事委員会公告第14号

大阪市労働組合総連合（登録番号第17号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成24年 7 月 6 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西 村 捷 三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における 役名	所 属 名	職 名	氏 名	住 所
執行委員長	離 籍	組合役員	実森 之生	大阪府貝塚市畠中 2-2-8
副執行委員長	こども青少年局	保育士	竹村 博子	大阪市住吉区庭井 2-14-10
	大阪市立汎愛高校	教 諭	辻本 正純	大阪府羽曳野市学園前 4-2-18
	大阪市立泉尾東 小学校	教 諭	中路龍太郎	奈良県奈良市中山町西 2-950-64
書 記 長	浪速区役所	事務職員	中山 直和	大阪府八尾市黒谷 6-172
書記次長	大阪市学校経営 管理センター	事務職員	前垣 泉	大阪市平野区西脇 3-5-3
会 計	大阪市立住吉商業 高校	技術職員	青笹 正教	大阪市阿倍野区长池町 2-4
執行委員	大阪市立難波特別 支援学校	教 諭	岡村 聡	大阪市東住吉区杭全 1-10-21-411
	大阪市立長谷川 羽曳野学園	寄宿舎 指導員	井原 規夫	大阪府岸和田市大町 4-1-4
	都島区役所	事務職員	田所 賢治	大阪府茨木市東中条町 3-17-902
	大阪市立茨田 小学校	教 諭	舛田佳代子	奈良市富雄北 1-15-29-3

	大阪市立中央高校	教 諭	吉崎 幸宏	大阪市阿倍野区昭和町 1-16-6-501
	生野区役所	事務職員	八尾 高志	大阪市中央区玉造 2-3-26-302
会計監査委員	大阪市立汎愛高校	事務職員	田中 治代	大阪市中央区玉造 1-6-10-1004
	大阪市立住之江 特別支援学校	事務職員	松尾智津子	大阪府八尾市安中町 3-25-58-603
	住之江区役所	事務職員	川本 正一	奈良県大和高田市大字大中 381-3

2 登録年月日

平成24年 6 月 26 日

(行政委員会事務局任用調査部調査課)

共済組合公告

大阪市職員共済組合公告第 9 号

大阪市職員共済組合の平成23年度決算について、平成24年 6 月 26 日開催の組合会で議決承認されたので、大阪市職員共済組合定款第37条の規定により、その要旨を次のとおり公告する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市職員共済組合
理事長 黒住 兼久

短期経理貸借対照表

平成23年度末

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		2,976,750,007	流動負債		1,121,211,471
別 段 預 金	1,849,987,268		未 払 金	1,061,661,647	
定 期 預 金	1,000,000,000		預 り 金	2,590	
立 替 金	208,893		前 受 収 益	59,547,234	
未 収 収 益	941,150		固定負債		1,838,201,222
未 収 収 金	4,122,696		支 払 準 備 金	1,838,201,222	
支 払 基 金 委 託 金	121,490,000		剰 余 金		17,337,314
			利 益 剰 余 金	17,337,314	
合 計		2,976,750,007	合 計		2,976,750,007

短期経理損益計算書

自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月 31 日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		25,007,604,679	経常収益		23,733,557,873
保 健 給 付	10,464,746,228		短 期 負 担 金	10,665,471,105	
休 業 給 付	757,957,399		介 護 負 担 金	855,613,708	
災 害 給 付	4,611,234		短 期 掛 金	10,603,225,184	
附 加 給 付	160,247,747		介 護 掛 金	855,273,613	
老人保健拠出金	6,060,136		短期任意継続掛金	245,517,635	
退職者給付拠出金	820,589,346		介護任意継続掛金	26,722,194	
前期高齢者納付金	6,531,177,541		育児・介護休業手当金交付金	469,199,875	
後期高齢者支援金	3,565,671,817		短期利息及び短期配当金	3,397,065	
介 護 納 付 金	1,758,852,451		賠 償 金	9,137,494	
一部負担金払戻金	110,844,600		前年度繰越支払準備金		1,943,447,225
連 合 会 拠 出 金	826,846,180		前年度繰越支払準備金	1,943,447,225	
繰入金		17,884,000	特別利益		17,427,850
業務経理へ繰入	17,884,000		前 期 損 益 修 正 益	17,427,850	
次年度繰越支払準備金		1,838,201,222	当期損失金		1,170,296,640
次年度繰越支払準備金	1,838,201,222		当 期 短 期 損 失 金	1,149,053,704	
特別損失		1,039,687	当 期 介 護 損 失 金	21,242,936	
前 期 損 益 修 正 損	1,039,687				
合 計		26,864,729,588	合 計		26,864,729,588

長期経理貸借対照表

平成23年度末

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		26,612,993,939	流動負債		88,629
別 段 預 金	375,896,665		預 り 金	88,629	
定 期 預 金	26,000,000,000		剰 余 金		141,899,603,300
未 収 収 益	234,728,355		長 期 給 付 積 立 金	141,899,603,300	
未 収 収 金	2,368,919				
固定資産		115,286,697,990			
信 託	58,178,450,000				
投 資 有 価 証 券	38,099,943,850				
長 期 貸 付 金	15,300,000,000				
連 合 会 預 託 金	3,708,304,140				
合 計		141,899,691,929	合 計		141,899,691,929

長期経理損益計算書					自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		89,741,542,787	経常収益		62,398,329,524
退 職 給 付	56,263,540,499		負 担 金	40,951,280,796	
障 害 給 付	499,124,546		掛 金	17,007,786,073	
遺 族 給 付	16,942,517,403		退 職 一 時 金 等 返 還 金	13,822,277	
基礎年金拠出金負担金	15,988,101,833		基 礎 年 金 交 付 金	2,580,926,000	
有価証券売却損	47,500,000		利 息 及 び 配 当 金	1,825,469,378	
雑 費	758,506		償 還 差 益	19,045,000	
繰 入 金		28,615,000	前年度繰越長期給付積立金		169,271,144,536
業 務 経 理 へ 繰 入	28,615,000		前年度繰越長期給付積立金	169,271,144,536	
次年度繰越長期給付積立金		141,899,603,300	特別利益		764,903
次年度繰越長期給付積立金	141,899,603,300		前 期 損 益 修 正 益	764,903	
特別損失		477,876			
前 期 損 益 修 正 損	477,876				
合 計		231,670,238,963	合 計		231,670,238,963

業務経理貸借対照表					平成23年度末
借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		108,189,621	流動負債		40,554,300
別 段 預 金	108,129,781		未 払 金	40,065,217	
未 収 金	59,840		預 り 金	489,083	
固定資産		60,022	剰 余 金		67,695,343
器 具 及 び 備 品	60,022		利 益 剰 余 金	67,695,343	
合 計		108,249,643	合 計		108,249,643

業務経理損益計算書					自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		140,507,812	経常収益		97,862,008
役 員 報 酬	78,000		負 担 金	96,574,275	
職 員 給 与	10,973,320		雑 収 入	1,287,733	
厚 生 費	31,500		繰 入 金		46,499,000
旅 費	862,810		短期経理より繰入	17,884,000	
事 務 費	18,357,400		長期経理より繰入	28,615,000	
委 託 費	75,178,835				
賃 借 料	2,929,270				
普 及 費	4,546,779				
諸 謝 金	257,250				
負 担 金	5,545,259				
連 合 会 分 担 金	21,697,200				
減 価 償 却 費	50,189				
特別損失		10,230			
前 期 損 益 修 正 損	10,230				
特別利益金		3,842,966			
当 期 利 益 金	3,842,966				
合 計		144,361,008	合 計		144,361,008

保健経理貸借対照表

平成23年度末

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		584,581,224	流動負債		26,080,260
別 段 預 金	79,666,593		未 払 金	26,080,260	
定 期 預 金	400,000,000		剰 余 金		662,123,603
有 価 証 券	99,100,000		資 本 剰 余 金	111,298,729	
未 収 収 益	782,432		利 益 剰 余 金	550,824,874	
未 収 金	5,032,199				
固定資産		102,861,609			
建 物	3,013,972				
器 具 及 び 備 品	8,637				
土 地	99,839,000				
繰延資産		761,030			
開 発 費	761,030				
合 計		688,203,863	合 計		688,203,863

保健経理損益計算書

自 平成23年 4 月 1 日
至 平成24年 3 月 31 日

損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		417,989,557	経常収益		439,876,587
厚 生 費	330,599,523		負 担 金	216,464,042	
特定健康診査等費	51,505,569		掛 金	221,403,954	
旅 費	157,660		雑 収 入	360,000	
事 務 費	216,178		利 息 及 び 配 当 金	1,648,591	
委 託 費	5,049,117				
賃 借 料	8,617				
普 及 費	7,447,964				
負 担 金	21,468,771				
減 価 償 却 費	1,167,456				
開 発 費 償 却	368,702				
特別損失		182,463			
前期損益修正損	60,880				
固定資産除却損	121,583				
当期利益金		21,704,567			
当 期 利 益 金	21,704,567				
合 計		439,876,587	合 計		439,876,587

貸付経理貸借対照表

平成23年度末

借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		2,057,256,222	流動負債		7,176,898
別 段 預 金	48,152,995		未 払 金	7,176,898	
定 期 預 金	2,000,000,000		固定負債		15,300,000,000
未 収 収 益	17,592,900		長 期 借 入 金	15,300,000,000	
未 収 金	156,166		剰 余 金		6,865,615,397
貸倒引当金（△）	△8,645,839		利 益 剰 余 金	6,865,615,397	
固定資産		20,110,490,823			
器 具 及 び 備 品	41,200				
投資有価証券	1,000,000,000				
組合員貸付金	19,110,449,623				
繰延資産		5,045,250			
開 発 費	5,045,250				
合 計		22,172,792,295	合 計		22,172,792,295

貸付経理損益計算書					自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日
損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		767, 272, 797	経常収益		585, 480, 516
旅 費	500		組合員貸付金利息	549, 256, 207	
事 務 費	238, 478		雑 収 入	689, 640	
委 託 費	8, 108, 469		団 信 特 約 保 険 料	35, 424, 671	
貸 借 料	738, 157		利 息 及 び 配 当 金	109, 998	
保 険 料	340, 049, 273		特別利益		24, 502
普 及 費	1, 255, 228		前 期 損 益 修 正 益	24, 502	
諸 謝 金	28, 875		当期損失金		182, 408, 704
負 担 金	5, 072, 754		当 期 損 失 金	182, 408, 704	
支 払 利 息	406, 964, 383				
減 価 償 却 費	37, 080				
開 発 費 償 却	4, 779, 600				
特別損失		640, 925			
前 期 損 益 修 正 損	640, 925				
合 計		767, 913, 722	合 計		767, 913, 722

基礎年金支払経理貸借対照表					平成23年度末
借 方		金 額	貸 方		金 額
	円	円		円	円
流動資産		0	流動負債		0
当 座 預 金	0		未 払 金	0	
			仮 受 金	0	
			剰余金		0
			利 益 剰 余 金	0	
合 計		0	合 計		0

基礎年金支払経理損益計算書					自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日
損 失		金 額	利 益		金 額
	円	円		円	円
経常費用		1, 537, 139, 079	経常収益		1, 537, 139, 079
基 礎 年 金	1, 531, 048, 770		基 礎 年 金 国 庫 金	1, 537, 139, 079	
基 礎 年 金 返 還 金	6, 090, 309				
合 計		1, 537, 139, 079	合 計		1, 537, 139, 079

(大阪市職員共済組合 庶務係)

市会公告

大阪市会公告第 1 号

大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）第32条の規定により、平成23年度における情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市会議長 辻 淳 子

1 公文書の公開請求及び異議申立ての状況

請求件数	処 理 状 況					条例 対象外	異議申 立件数
	公 開	部分公開	全部 非公開	不存在に よる非公開	存否 応答拒否		
6	3	3	0	1	0	0	0

※ 1 件の請求で複数の処理状況があるため、請求件数と処理状況合計数が一致しない。

2 情報提供の状況

情報提供件数 406件

内訳

市会各派名簿	118件
市会役員委員表	77件
市会日程	46件
その他	165件

(市会事務局総務担当)

達

達第18号

区役所課長等専決規程（昭和43年達第6号）の一部を次のように改正する。

平成24年 7 月 6 日

大阪市長 橋 下 徹

第5条第1項第1号中「、外国人登録」を削り、「特別永住許可」を「外国人の在留管理」に改める。

附 則

この改正規程は、平成24年 7 月 9 日から施行する。